

国民の声で実現

# 10万円(特別定額給付金)を受け取るには

住民票所在の世帯主宛に、申請書が東村山市から郵送で届きます。①～③を準備し、同封されている返信用封筒(切手不要)で提出します。

- ①送られてきた申請書
- ②本人確認書類(どれか1つ)  
運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険、マイナンバーカードなどのコピー
- ③振込口座確認書類  
金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードのコピー

※生活保護利用者、年金受給者、雇用保険受給中の方も受け取れます。収入認定されません。

※郵便申請の場合、マイナンバーカードがなくても受け取れます。

※オンライン申請にはマイナンバーカードが必要ですが窓口が混雑しているため、新しいマイナンバーカードの作成に1か月以上かかります。

※申請は8月19日までです。

※世帯で受け取ることが難しい方、銀行口座がない方も受け取れます。まずはご相談下さい。

## サギに注意!

**現金自動預払機(ATM)の操作、手数料の振込、メールでURLのクリック申請などは絶対にありません!!**

**市区町村や総務省を名乗る相手に注意!**

**「あやしいかな?」と思ったら電話しよう**

消費者ホットライン(局番なしの3ケタ) 188

新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン  
(全日10時~16時) 0120-213-188

警察署 警察相談専用電話 #9110

東村山市特別定額給付金窓口

(平日8時半~17時) 042-398-0151

## 児童虐待でお困りの方

まわりのおとなからひどいあつかいをうけてこまっているこども

▼相談所虐待対応ダイヤル(24じかん) 電話:189

▼子ども家庭支援センター

メール [kikasete@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp](mailto:kikasete@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp)

▼子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京 LINE相談

## DV被害でお困りの方

こいびとや、けっこんあいてからひどいあつかいをうけているかた

▼DV相談プラス(24時間対応) 電話:0120-279-889

総務省の申請書の様式案1 ↓

※実際の申請書とは異なる場合があります。

申請書は世帯に1通届きます。  
東村山市の様式は未定(5/18現在)

申請書の様式案2 →

「希望する」と「不要」の欄がある申請書では「希望する」に点を入れます。

## 《困ったときに使える制度》

くらしのお金を借りたい(緊急小口資金)

※無利子融資 ※申請から融資まで1週間~10日程度

▼東村山市社会福祉協議会(平日9時~17時)

電話:042-394-6333

収入が減った時の家賃補助(住宅確保給付金)

▼ほっとシティ東村山(平日8時半~17時)

電話:042-306-3427

持続化給付金の電子申請が難しい

▼持続化給付金サポートセンター(全日8時半~19時)

電話:0120-115-570 / 03-6831-0613

▼申請サポート会場(事前予約が必要)

電話予約 0570-077-866(9時~18時)

※府中会場(むさし府中商工会議所) 会場番号1301

八王子第1会場(八王子商工会議所) 会場番号1302

八王子第2会場(八王子エルシティ) 会場番号1303

持続化給付金サポートセンターに

電話が繋がらない...

東村山民主商工会が申請書の書き方についてサポートしています。ご相談下さい。

東村山民主商工会 Fax:042-394-2933

電話:042-391-4536

